

生きた条例となるための注意点

⑤ 「まちづくり」と言うあいまいな表現をしない

→ 「まちづくり」の概念はあいまい。
地域社会の主体を行政主体とするのではなく、町民主体（自治）とすることが重要である。
政策転換をするための自治基本条例ではなくてはならない。
ところが、「まちづくり」とあいまいな表現で、町政も地域社会も町民が主体だと位置づけたくても、
そのことが、市民には認識がされない。したがって、相変わらず、地域社会は行政が主体でなければ
そればならない状況が続く。そこで、町政と地域社会を分離した概念を明確にする必要がある。

苦小牧市自治基本条例（協働の推進）
第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努める
ものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

●条例では3パターンがある。

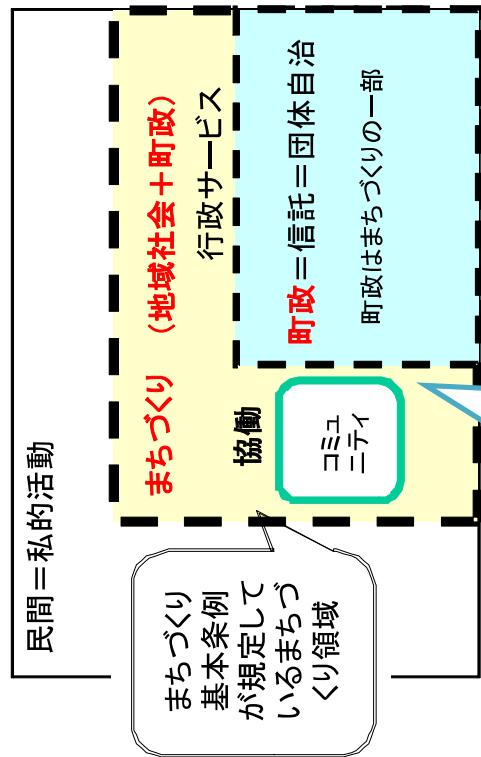
①市政型→市政のみ条例の範囲→多治見市・下川町→地域社会を条例の対象としていない。

②まちづくり型→市政+地域社会を丸ごと条例の範囲
→地域社会に自治が育たない→自治体が先に在りきで、地域社会は行政主導になる。
→地域社会や協働があいまい。
→地域社会に自治がなく、行政依存の地域社会を脱却しようとして陥る場合がある。

③自治型→市政と地域社会の自治を区分した上で条例の範囲
→地域社会に自治がある→地域社会が先に在り、地域社会の自治の一部を信託して自治体
を作った。したがって、地域社会は町民主体の自治によって担われる。

地域社会（まちづくり）の扱い方の違い

まちづくり型自治基本条例



行政が地域社会
の運営を主導する
可能性が高い

市民 = 私的活動 = 利潤追求活動

地域社会

市政基本条例の対象範囲
= 市政領域
→ 地域社会の規程ない
→ 協働の規程ない

自治型自治基本条例

